

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年7月13日（平成28年（行情）諮問第462号）

答申日：平成28年11月1日（平成28年度（行情）答申第493号）

事件名：テレパシーテクノロジー（システム）等に関する文書の不開示決定
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『テレパシーテクノロジー（システム）』，『思考盗聴』，『生体情報送受信技術』などといった感じの名称の技術。他人の五感や頭の中を自分の頭の中に送信できるといった盗聴技術」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成28年5月18日付け閣情第562号により内閣情報官が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）国会議員や大臣の間にも噂となってこの技術のことが広がっており，ぜひ内閣総理大臣に聴取をお願いしたいです。内閣総理大臣も既知っているのではないのでしょうか。

もう既に，そのようなものはこの世に存在しないと言えないほど広がっています。僕はその被害者です。大変精神的苦痛を受け困っています。人生を十数年奪われました。この先将来が不安です。どうか救済をお願いします。

（2）平成28年2月25日の新聞やネットで「政官接触，内閣人事局に記録存在。任意の備忘録」，といった記事を見ました。これもまた情報公開請求では，「そのようなものはない」と言われたものです。

つまり，「政官接触記録でないとして開示しなかった。請求してもだからない，保有していない」といったことでしたが，今回の僕の件もこれと同じで，「記録されていない，そのような文書を作っていない，だから保有していない」といったことになったのではないのでしょうか。どこかにあると思います。詳しく審査してください。

（3）この技術は重大な人権侵害であり，憲法13条の「生命，自由，幸福

追求権」に関わるものであり、また侵害するものであります。直ちに解明、法整備、被害者救済をお願いします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に至るまでの経緯について

平成28年4月17日付けで、審査請求人から、内閣情報官に対し、本件対象文書の開示の求めがあり、これを受け、処分庁は、本件対象文書を保有及び作成していないことが確認されたため、平成28年5月18日付け閣情第562号により原処分を行った。

2 本件対象文書、不開示決定を行った理由及び原処分の妥当性について

上述したとおり、本件対象文書は、「『テレパシーテクノロジー（システム）』、『思考盗聴』、『生態情報送受信技術』などといった感じの名称の技術。他人の五感や頭の中を自分の頭の中に送信できるといった盗聴技術」との行政文書である。

本件対象文書について、処分庁においては、本件対象文書の有無について処分庁内で十分に確認を行い、その結果、本件対象文書を保有及び作成していないことが確認されたため、不開示決定を行ったものである。

審査請求人は、本件対象文書がどこかにあると思う、詳しく審査をして欲しいと主張しているが、当該主張は確固たる論拠に基づくものではなく、また、上記のとおり、処分庁は、本件開示請求を受け、処分庁内で十分に確認を行った上で、不開示決定を行ったものであることから、原処分は妥当である。

3 結語

以上のとおり、本件審査請求について、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われていることから、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月13日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月28日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「『テレパシーテクノロジー（システム）』、『思考盗聴』、『生体情報送受信技術』などといった感じの名称の技術。他人の五感や頭の中を自分の頭の中に送信できるといった盗聴技術」である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 処分庁においては本件対象文書の内容に係る施策や会議運営などは実施していない。

イ 本件対象文書の有無について、処分庁の共有ドライブ、執務室内、書庫及び戸棚等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件対象文書の存在を確認することができなかった旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、内閣情報調査室において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣情報調査室において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久